

第3期香南市障害者基本計画及び第8期香南市障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定委託業務 仕様書

1. 業務名

(福第 07028 号) 第3期香南市障害者基本計画及び第8期香南市障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定委託業務

2. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3. 業務の目的

本業務は、障害者基本法第11条の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画である。このため、国の「障害者基本計画」(計画期間：令和5～9年度)や「第3期高知県障害者計画」(計画期間：令和5～14年度)を踏まえたものとする。

また第2期香南市障害者基本計画(計画期間：平成29～令和8年度)及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(計画期間：令和6～8年度)が計画期間の最終年度を迎えるため、関連する他の計画との整合や社会情勢及び制度の動向を踏まえ、両計画を一体化し第3期障害者基本計画(計画期間：令和9～11年度)及び第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画(計画期間：令和9～11年度)を策定するための支援を行うこととする。

4. 業務の内容

【令和7年度業務】

1 現状・動向分析

資料・データによる現状分析

- ・国・都道府県の障害者関連施策動向の分析・整理を行う。
- ・市総合計画・福祉関連計画等を把握し、統計データや基本情報等を整理する。

2 アンケート調査の実施

計画策定の基礎データとして対象者の意向を把握するため、市内在住の障害者(児)約2,300人(人数増減あり)、障害者団体、障害福祉サービス提供事業所・保育所幼稚園等約36件(件数増減あり)を対象にしたアンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を報告資料としてとりまとめる。

- ・調査票の設計においては現行の香南市第2期障害者基本計画及び香南市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に、国や県の調査を参考とした項目を追加し、障害者の生活全般にわたる現状と課題、サービス利用上の問題点、今後のサービスや施策への要望などの把握に適した設問にするため、調査対象設計にあたって助言、情報提供、設問案の提案を行う。
- ・宛名ラベルは市から提供する。
- ・回答結果の入力・集計・分析を行う。
- ・調査方法は郵送配布・回収とし、発送・回収にかかる費用は受託者が負担する。

3 進捗状況の点検・評価

第2期障害者基本計画に基づく施策の進捗状況（庁内関係課や社会福祉協議会等関連団体等）「施策調査シート」により、施策・事業の取組状況等を分析・評価を行う。

4 会議運営支援

第3期香南市障害者基本計画及び第8期香南市障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定委員会（2回程度開催）を円滑に運営するため、資料原案の提供、事務局との協議に応じて会議への出席・補足説明等の支援を行い、議事録を作成する。

【令和8年度業務】

1 アンケート調査成果報告書作成

2 計画案作成

（1）現状の問題点と計画課題の検討

- ・上記現状・動向分析、アンケート調査、進捗状況の点検・評価の調査結果から現状の問題点と各計画課題の検討を行う。

（2）計画案作成

- ・地域特性や課題を整理した上で、障害者福祉を推進するために必要な項目を盛り込んだ第3期香南市障害者基本計画及び第8期香南市障害福祉計画・第4期障害児福祉計画を立案する。
- ・策定委員会等の協議結果やパブリック・コメント結果を踏まえ、計画内容の加筆修正を行う。

3 会議運営支援

第3期香南市障害者基本計画及び第8期香南市障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定委員会（4回程度開催）を円滑に運営するため、資料原案の提供、事務局との協議に応じて会議への出席・補足説明等の支援を行い、議事録を作成する。

4 パブリック・コメント実施への支援

香南市パブリック・コメント実施要綱（令和7年香南市告示第95号）の規定に基づきパブリック・コメント閲覧用の資料作成・意見集約・計画案の修正作業等の支援を行う。

5 成果品

- ①アンケート調査結果報告書の電子データ（W o r d 形式及びP D F 形式）
- ②調査集計・分析の電子データ（E x c e l 形式及びC S V 形式）
- ③計画書の印刷・製本・電子データ（A 4 判・単色・約130ページ程度・100部）
- ④概要版の印刷・製本・電子データ（A 4 判・カラー・約8ページ・200部）

※計画書及び概要版の印刷・製本においては、表紙のデザインや内容のレイアウト等

におけるデザインを工夫し分かりやすい表現及び閲覧しやすい内容に配慮する。

※③の電子データはW o r d 形式及びP D F 形式とする。

※④の電子データはP D F 形式とする。

※④は各ページに音声読み上げソフトのコードを付す。

6 その他

- (1) 本仕様書に記載している事項に加え、受託者が提案する事項も市と協議の上、実施することができる。
- (2) 本業務の遂行にあたっては関係法令を遵守すること。
- (3) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合、香南市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等をもらしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (4) 業務遂行に必要な資料等の収集は、両者が協力し行うものとし、資料の受け渡しは紛失等の事故防止のため、直接行うものとする。
- (5) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次市と連絡調整を行わなければならない。また、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、市の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。
- (6) 本業務における成果物は、香南市が著作権を持つものとし、香南市が加工、複写、ホームページの作成等を行い、公表できるものとする。
- (7) 策定業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正補正その他必要な措置を講ずるものとし、その作業に係る費用は一切受託者の負担とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、本市の指示に従い業務を進めるとともに、委託者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求める事ができるものとする。